

みえパパ×育休促進事業業務委託仕様書

1 目的

三重県における男性の育児休業取得率は年々上昇しているものの、依然として女性の取得率と乖離があるとともに、パタニティ・ハラスメントや、男性の産後うつ、「とるだけ育休」「ゴロゴロ育休」など、取得率には表れない課題も多く残されている。

令和7年度4月からの関連諸制度の拡充にあわせ、職場において男性の育児・家事参画への理解がより深まり、希望に応じて育児休業を取得できるよう、育休を取得する当事者と取得を促進する企業の双方が、男性の育児・家事参画の重要性を改めて認識し、制度を利用しやすい職場風土づくりをより一層進める必要がある。

以上を踏まえ、本事業では、職場における男性の育休取得に関する取組が進んでいない企業へのヒアリングや先進事例をもとに、現状の課題を解決するために自社で研修を実施するための研修資料を作成し、資料を活用した出前講座を実施することにより、職場における男性の育休取得への理解をより一層促進するとともに、当事者である育休取得予定の男性に対するセミナーを実施することで、育休の質の向上を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月13日(金)まで

(2) 委託業務の主な内容

- ① 男性の育休取得について課題のある企業の選定、各社への訪問による現状や課題感のヒアリング
- ② 男性の育休取得等に積極的に取り組む企業の選定、優良事例のヒアリング
- ③ 課題を持つ企業向けの研修資料作成
- ④ 研修資料を活用した出前講座の実施
- ⑤ 総括セミナーの実施
- ⑥ 育児当事者向けセミナーの実施

3 委託業務内容

以下の(1)～(6)を実施することとし、企画内容、講師・有識者等の選定、資料の作成、開催方法、広報、申込方法、年間スケジュール等を提案のうえ、提案内容をもとに、契約後に県と協議のうえ詳細を決定することとする。

なお、企画にかかる人件費のほか、講師や有識者の人件費、旅費、会場費等、本委託事業の実施にかかる一切の費用を委託費に含むこととする。

(1) 男性の育休取得に課題のある企業の選定、ヒアリング

- ① 実施社数
5～7社を想定
- ② 選定方法
みえのイクボス同盟参画企業にヒアリングと社内研修の実施を希望する企業を募り、県と協議のうえヒアリング先企業を決定すること。

※募集・選定方法については契約締結後に県と協議のうえ決定することとする。

③ ヒアリングの実施内容

- ・選定した企業・団体の管理職・人事担当者等に対し、男性の育休取得やその他制度の整備、制度の利用状況について、自社の抱える課題感等について聞き取りを行うこと。
- ・ヒアリングの際は必要に応じて社労士等の有識者が同席し、活用可能な国・県の制度の紹介や、過去に県で作成した成果物、セミナー情報の共有など、可能な支援を行うこと。

④ 実施方法

令和7年8月末までに、訪問もしくはオンラインで実施すること。

(2) 男性の育休取得等に積極的に取り組む企業の選定、ヒアリング

① 実施社数

5社程度

② 選定方法

イクボス同盟参画企業の内、過去に座談会等県が主催するセミナーに登壇等協力いただいた企業で、特に男性の育休取得やその他制度の活用、取得しやすい雰囲気づくりの醸成に積極的に取り組んでいる企業を、県と協議のうえ可能な限り業種や事業規模の重複なく選定すること。

③ ヒアリングの実施内容

- ・選定した企業・団体の経営層・管理職・人事担当者に対し、男性の育休取得等に関する同社の取組状況を聞き取る。
- ・育休等の関連制度の利用経験者にもヒアリングを行い、当事者としての育休等諸制度の利用によるメリットや取得しやすい雰囲気づくりに関する意見を聴取すること。

④ 実施方法

令和7年8月末までに、訪問もしくはオンラインで実施すること。

(3) 研修資料の作成

① 研修資料の内容

- ・(1)(2)のヒアリング内容や、育児介護休業法・次世代育成支援対策推進法、雇用保険法等男性の育児参画に関連する諸制度の改正内容、県が過去に作成した成果物等の内容をはじめ、課題のある企業に参考となる情報を提案し、提案内容をもとに県と協議の上研修資料を作成すること。
- ・作成する資料は、人事担当者向け、育休取得予定者向けいずれにも使用することを想定のうえ、受講対象者に合わせて使用するページが判別できるよう作成する。
- ・資料は、受講対象者の属性に合わせて、ワークショップ形式等も活用しながら作成するよう意識すること。また、必要に応じて、投影用だけでなく、配布用の資料や、研修資料のマニュアル資料も作成すること。

② 資料の形式

- ・投影用資料は、Microsoft PowerPoint で作成・納品するものとする。
- ・配布資料のうち、ワークシート等、参加者に作業をさせるための資料を作成する場合は、Microsoft Excel や Word 等でも可とする。

③ 納品期限

令和 7 年 9 月 30 日(火)

※以下の(4)～(6)のアンケート結果や県が実施する外部委員への意見聴取等を踏まえ、さらにブラッシュアップしたものを令和 8 年 2 月末までに改めて納品すること。

(4) (1)の各社における出前講座の実施

① 支援企業数

5 社以上

② 想定参加者数

1 社あたり 10～25 名

③ 実施内容

・(3)で作成した研修資料を活用し、男性の育休取得に関する取組が促進されるよう 1.5h 程度の出前講座を実施すること。

なお、当該企業の希望に合わせ、経営層・管理職向け、人事管理担当者向けもしくは育休取得予定者向け、若手社員(男女向け)のいずれを行うかを決定する。

④ 実施方法

・令和 7 年 11 月末までに、訪問により実施すること。

・説明にあたっては、関連諸制度に知見を有する社労士等の有識者より行うこと。

・研修の様子を録画し、必要な編集を加えたうえで、他の企業において社内研修を実施する際の参考となるようアーカイブ動画を作成すること。なお、動画の撮影や編集にかかる費用は委託費に含むこととする。

⑤ 参加者アンケートの実施・集計

・参加者への効果測定や研修資料のブラッシュアップを行う目的でアンケートを実施することとし、アンケート内容や実施方法については、事前に県と協議のうえ決定することとする。

・アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

(5) 総括セミナーの企画・運営

① 開催回数・時間

令和 8 年 1 月末までに 1 回以上、1.5 時間程度で実施すること。

② 対象者・定員

三重県内に事業所を有する企業・団体の管理職・人事担当者等

30～50 名程度

③ 開催方法

・対面・オンライン・ハイブリッドのいずれによる開催も可

・対面・オンラインともに当日の運営にかかる一切の業務(受付、会場設営・撤収、通信環境の確保など)を委託業務に含むこととする。

・オンラインでの実施にあたっては、参加者が参加しやすい配信方法とするとともに参加者の接続トラブル等に対応できるよう、サポート窓口を設定することとし、配信に必要な設備や通信環境、機器等は受託者において準備し、その費用は委託費に含むこととする。

④ 参加者募集のための広報

・総括セミナーの参加者を募集するためのチラシを作成し、参加者募集に向けた広報を実施すること。

- ・チラシはA4片面または両面として、総括セミナーの案内にかかる事項を記載し、参加者獲得につながる内容でデザインを提案することとし、県と協議のうえ決定する。
- ・チラシは 1,000 部を印刷のうえ、県が指定する宛先(みえのイクボス同盟加盟企業等 800 力所程度)に送付するとともに、チラシのデジタルデータを県が指定する期日までに納品すること。チラシのデザイン作成・印刷・郵送にかかる費用はすべて委託費に含むこととする。
- ・参加者募集にあたっては、申込フォームを作成するなど、参加者に利便性の高い申込方法を設定するとともに募集受付、参加者のとりまとめを行い、県に報告すること。

⑤ 実施内容

- ・(1)の企業に対する支援内容や、(4)出前講座の内容について説明するとともに、出前講座を通じて当該企業にどのような効果があったか等について、2 社程度から報告を行うこと。
- ・(2)の企業から得た先進的な取り組みについて、2 社程度から発表すること。
- ・社労士等の有識者から、研修資料の使用方法について説明すること。
- ・国や県の男性の育児参画関連制度について理解を深め、制度利用の具体的なイメージをつかむことができるとともに、男性の育休取得促進に向けて、自社でどのような活用方法があるかを考えるきっかけとなる内容とすること。
- ・育休を取得しやすい職場の雰囲気づくりを進めるうえでのヒントとなる内容とすること。
- ・研修の様子を録画し、必要な編集を加えたうえで、アーカイブ動画を作成すること。本動画は、県ホームページへの公開を想定している。なお、動画の撮影や編集にかかる費用は委託費に含むこととする。

⑥ 参加者アンケートの実施・集計

- ・参加者へのアンケートを実施することとし、アンケート内容や実施方法については、事前に県と協議のうえ決定することとする。
- ・アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。

(6) 育児当事者向けセミナーの企画・運営

① 開催回数・時間

令和8年1月末までに1回以上、1.5 時間程度で実施すること。

② 対象者・定員

県内在住・在勤の、育児を控える男性
各回 15 名程度

③ 開催方法・会場

- ・対面・オンライン・ハイブリッドのいずれによる開催も可
- ・対面・オンラインともに当日の運営にかかる一切の業務(受付、会場設営・撤収、通信環境の確保など)を委託業務に含むこととする。
- ・オンラインでの実施にあたっては、参加者が参加しやすい配信方法とするとともに参加者の接続トラブル等に対応できるよう、サポート窓口を設定することとし、配信に必要な設備や通信環境、機器等は受託者において準備し、その費用は委託費に含むこととする。

④ 参加者募集のための広報

- ・参加者募集のためのチラシを作成し、広報を実施すること。
- ・チラシはA4片面または両面として、セミナーの案内にかかる事項を記載し、参加者獲得につながる内容でデザインを提案することとし、県と協議のうえ決定する。

- ・チラシは1開催あたり2,000部を印刷のうえ(1)、(2)に協力いただいた企業や、その他県が指定する宛先への送付や、子育て世帯が集まるイベントに合わせて配布するとともに、チラシのデジタルデータを県が指定する期日までに納品すること。チラシのデザイン作成・印刷・郵送にかかる費用はすべて委託費に含むこととする。
- ・参加者募集にあたっては、SNSの活用や申込フォーム作成など、参加者に利便性の高い申込方法を設定するとともに募集受付、参加者のとりまとめを行い、県に報告すること。

⑤ 想定内容

- ・とるだけ育休を回避するなど、育休の質の向上を目的としたWS形式とし、育児・家事に対する意識改革や、基本的なスキルの習得、育児・家事参加意識の醸成等につながるものとする。
- ・必要に応じて、パートナーとともに参加が可能とするなど、効果的に実施する手法について提案すること。
- ・同様のセミナーやワークショップの登壇実績がある講師を選定し、その講師がファシリテートを行うこと。

⑥ 参加者アンケートの実施・集計

- ・参加者へのアンケートを実施することとし、アンケート内容や実施方法については、事前に県と協議のうえ決定することとする。
- ・アンケート結果は集計のうえ、県が指定する期日までに提出すること。
- ・アンケートの回答者に対して、お礼品として賞品券等4,000円分を準備し後日送付することとする。なお、お礼品の費用・送料は委託料に含むこととする。お礼品の詳細については県と協議のうえ決定することとする。

4 契約条件

(1) 委託業務名 みえパパ×育休促進事業業務委託

(2) 委託期間 契約日から令和8年3月13日(金)まで

(3) 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課(津市広明町13番地)他

(4) 成果品

- ① 本仕様書3(1)(2):ヒアリングの議事録、意見等を取りまとめた報告書
- ② 本仕様書3(3):研修資料、その他付属資料
- ③ 本仕様書3(4):出前講座の動画、出前講座で出された意見・アンケート結果などを取りまとめた報告書
- ④ 本仕様書3(5):総括セミナーの募集チラシ、当日資料、アンケート等を取りまとめた報告書
- ⑤ 本仕様書3(6):当事者向けセミナーの募集チラシ、当日資料、アンケート等を取りまとめた報告書

(5) 納入期限

- ① :ヒアリングの実施後 2週間後まで
- ② :令和7年9月30日(火)まで(3(4)~(6)の結果を踏まえてブラッシュアップしたものは令和8年2月27日(金)まで)
- ③ :令和7年12月26日(金)まで
- ④ :令和8年2月27日(金)まで

- ⑤ :令和 8 年 2 月 27 日(金)まで
(6) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。
- また、三重県会計規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2)受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約 からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当:北出
Tel:059-224-2404 FAX:059-224-2270
E-mail:shoshika@pref.mie.lg.jp